

お知らせ掲示板

くらし

所得税および復興特別所得税の
予定納税(第2期分)をお忘れなく

令和6年分の「所得税および復興特別所得税」の予定納税(第2期分)の納期限は、12月2日(月)です。納期限までに、金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。ぜひ利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)へ。
※予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税および復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

(市民税課 ☎328-2183)

国民年金保険料の控除証明書は
年末調整や確定申告で必要です

国民年金保険料を納付した方へ、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

【送付時期】1月1日～9月30日に納付した方:11月上旬送付

10月1日～12月31日に今年初めて納付した方:来年2月上旬送付

☎ねんきん加入者ダイヤル【☎0570-003-004(ナビダイヤル)】、050から始まる電話の場合【☎03-6630-2525】※つながりにくい場合は、熊本西年金事務所国民年金課【☎353-0142】へ。

(国保年金課 ☎328-2280)

市場公募債(熊本市債)を発行します

📅【募集期間】11月13日(水)～21日(木)【発行日】11月29日(金) 発行額:100億円、償還条件:10年満期一括償還、利率:固定金利、利払日:年2回(毎年5月29日、11月29日)、購入単位:1万円から1万円単位

詳しくは、市ホームページへ。



(財政課 ☎328-2085)

市営住宅の通年募集
(募集团地一覧の更新)

☎事前に指定した入居促進住宅(エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の住宅や、募集を行っても入居がなかった住宅)※対象の住宅は、11月5日(火)から市ホームページに一覧を掲載します。☎①11月8日(金):午前9時半～午後3時 ②11月11日(月)～:午前9時～午後4時(ともに先着順) 📍①国際交流会館大広間A・B ②市営住宅管理センター(市庁舎9階)

【共通】☎中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

現在募集中の通年募集团地についてはこれまで通り申し込み受け付けを行います。

(市営住宅課 ☎328-2461)



令和7年熊本市
はたちの記念式典

📅令和7年1月13日(祝)午前11時～正午 📍熊本城ホール ☎平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方 ※当日は辛島公園北側道路の一部が封鎖されます。

詳しくは、市ホームページへ。

(生涯学習課 ☎328-2736)



自衛隊への情報提供を望まない方へ(除外申請の受け付け)

本市では、自衛隊熊本地方協力本部より自衛隊の募集対象者情報の提供依頼を受けており、その提供を行っています。自衛隊への情報提供を望まない方は、本人または保護者等から除外申請の手続きをお願いします。

☎平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方 ☎11月1日～29日までに直接または郵送で地域政策課へ

(地域政策課 ☎328-2031)



ご遺族サポートサービスのご案内

ご遺族の負担を少しでも軽減するために、亡くなった方に関する区役所での必要な手続きなどを案内する「ご遺族サポートサービス」を各区役所で行っています。

受付時間【窓口】午前9時～正午(平

日)【電話】午前9時～午後4時(平日)

☎区民課(ご遺族サポートサービス) 中央区役所 区民課 ☎328-2251 東区役所 区民課 ☎367-9133 西区役所 区民課 ☎329-1199 南区役所 区民課 ☎357-4122 北区役所 区民課 ☎272-6922 (地域政策課 ☎328-2031)

ふぐの素人調理は危険です



ふぐ毒による食中毒は全国で毎年のおよそ1000件以上発生しています。ふぐの処理には専門的な知識や技術が必要で、素人調理はとても危険です。絶対にやめましょう。

(食品保健課 ☎364-3188)

ノロウイルス食中毒にご注意!

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、これから冬にかけて流行します。適切な手洗いや食品の十分な加熱により予防しましょう。

(食品保健課 ☎364-3188)

夕暮れ時には早めの点灯を!

10月15日から来年1月31日は「ひのくにピカピカ運動」の運動期間です。

秋から冬にかけては日没が早まり、夕暮れ時から夜間・早朝にかけての交通事故が多発する傾向にあります。夜間に外出するときは、必ず明るい服や反射材を身に着けるようにしましょう。

また、夕暮れ時や日の出前の早朝には、前照灯を早めに点灯し、自車の存在を周囲に知らせましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

消費者トラブルに注意!

【エスカレーターでの事故に注意!】

エスカレーターに乗っている際に、エスカレーターが緊急停止し、後ろに倒れてひじと頭を強打した。

防止のポイント

・エスカレーターは、さまざまな原因で緊急停止することがあります。エスカレーターに乗っている際はしっかりと手すりにつかまりましょう。

・靴や衣類の裾などが挟み込まれないように、黄色い線の内側に立ちましょう。傘の先や杖などがステップの溝に挟まって抜けなくなる場合もあるので注意しましょう。

【インターネット通販トラブルで代引き配達の利用が増加しています!】

インターネット通販で正規品と思って申し込んだはずが、偽物だった

という相談が多く寄せられています。代引き配達の場合、代金を支払う前に商品を確認することができません。代金を支払った後に商品が偽物とわかって、宅配業者等に返金を求めても返金されません。

➡消費者へのアドバイス

・「偽物」が届く通販サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引しない。

➡「偽物」が届く通販サイトの特徴

・販売価格が大幅に値引きされている。
・販売業者の名称(会社名)、住所、電話番号などの情報が通販サイトに表示されていない。
・通販サイトで支払い方法が「代引き配達」しか選択できない。
消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず、まずはご相談ください。



11月は計量強調月間です

11月1日は計量法が施行された日です。計量法には、私たちの生活に身近な計量器の使用法や有効期限、商品を計量販売する時の誤差の許容範囲などが定められています。

身の回りの「はかる」を意識してみましょう。

(計量検査所 ☎369-0610)

秋の火災予防運動が始まります

11月9日(土)から15日(金)までの間、秋季全国火災予防運動が実施されます。空気が乾燥し、火災発生の危険性が高まる季節ですので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

一人ひとりのこころがけで、火災のない安全な街づくりを目指しましょう。

■2024年度全国統一防火標語■

「守りたい 未来があるから 火の用心」 (消防局予防課 ☎363-0263)

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間～パネル展を開催します～

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、昨年9月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この週を機に、犯罪被害者等の実情や、自分にできる支援について考えてみませんか。

【パネル展示】

期 11月25日～29日 場 市役所本庁舎1階

詳しくは、市ホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)



JR新水前寺駅における実証実験の実施について

期日 11月中旬～12月上旬のうち21日間(日時が確定次第、現地および公式SNS等で事前に周知いたします。)

場所 JR新水前寺駅から白山交差点まで

内容 JR新水前寺駅における乗り換え利便性向上を目的とし、高架下直近上り方面にバス停設置を計画しています。バス停設置による周辺交通への影響を確認するため、実証実験を行います。実験期間中、下図①の区間は車両の通行ができませんので下図矢印のルートにて通行していただきますようお願いいたします。

※現場の交通規制に従って通行してください。

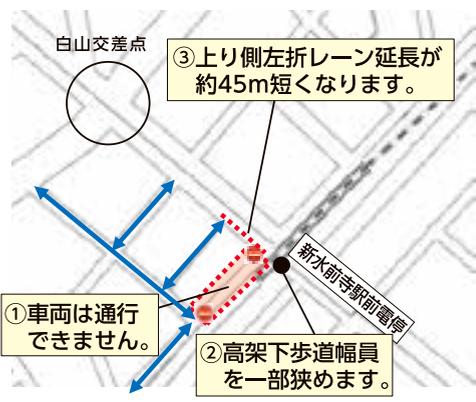
※今回の実験でバスは止まりません。構造のみの再現です。

<実験方法>

①側道を車両進入禁止にします。

②歩道にカラーコーンを設置し、整備後の歩道幅員を一部再現します。

③バス停を設置する箇所にガードレールを置き、左折レーンを短くします。



(移動円滑推進課 ☎328-2522)

くらしの中の人権 131

犯罪被害者等に関する人権問題

誰もが突然、犯罪に巻き込まれ被害者となってしまう可能性があります。これは決して他人ごとではありません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、周囲からの配慮に欠ける言動や心ない誹謗中傷による精神的苦痛など、二次的な被害にも苦しんでいます。

これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、社会的な支援が必要となります。

私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に理解し、被害者の心に寄り添い、被害者が望むときに支えていくことです。

被害者が一日も早く住み慣れた地域で平穏な暮らしを取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。そして、すべての人が安心して暮らすことができる「犯罪のない明るい地域社会」を作りましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)